

守谷市税の減免取扱要綱

平成 28 年 11 月 29 日

告示第 76 号

(市民税の減免基準)

第 2 条 市民税の減免は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 市民税の納税義務者(以下この条において「納税義務者」という。)が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けることになった場合においては、当該保護の開始の日以後に納期の末日が到来する税額を免除する。

(2) 納税義務者本人の意思に反し、又は倒産、破産若しくは廃業により職を失い、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の規定による失業等給付の受給終了後において、なお無職であり、申請時の所得が皆無である者に対しては、当該事由の発生した日以後に納期の末日が到来する税額につき、納税義務者の収入見込み、資産の保有状況、今後の就労可能性等により判定した担税力に応じて減免する。ただし、早期退職優遇制度によるもの、契約期間満了による解雇、定年退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇は除く。

(3) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の 2 第 1 項第 9 号に該当する勤労学生に対しては、税額を免除する。

(4) 条例第 51 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる法人等に対しては、均等割の金額を免除する。

(5) 震災、風水害、火災その他の災害(以下「災害」という。)により次の表の事由に該当することとなった者に対しては、当該災害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額につき、次の区分により減免する。

事由	減免の割合
死亡したとき。	全部
障害者(法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。)となったとき。	10 分の 9

(6) 納税義務者(当該納税義務者の法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する同一生計配偶者及び同項第 9 号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅について災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅の価格の 10 分の 3 以上であるもので、前年中の合計所得金額(法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る

事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が 1,000 万円以下であるものに対しては、当該災害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額につき、次の区分により減免する。

合計所得金額	損害の程度	減免の割合	
		10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	10 分の 5 以上のとき
500 万円未満であるとき。	2 分の 1		全部
500 万円以上 750 万円未満であるとき。	4 分の 1		2 分の 1
750 万円以上 1,000 万円以下であるとき。	8 分の 1		4 分の 1

(7) 災害(冷害、凍霜害、干害等を含む。以下この号において同じ。)により農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。)が、平年作(過去 5 年間の収穫量のうち豊凶の年の収穫量を除いた 3 年間の平均収穫量をいう。)の農作物による収入額の合計額の 10 分の 3 以上であるもので、かつ、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が 400 万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る所得割の額(当該年度分の個人市民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とに按分して得た額をいう。)について当該災害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額につき、次の区分により減免する。

合計所得金額	減免の割合
300 万円未満であるとき。	全部
300 万円以上 400 万円未満であるとき。	10 分の 8
400 万円以上 550 万円未満であるとき。	10 分の 6
550 万円以上 750 万円未満であるとき。	10 分の 4
750 万円以上 1,000 万円以下であるとき。	10 分の 2

2 前項の規定により減免の割合を乗ずることとなる税額には、法第 321 条の 2 第 1 項の規定による不足額を含み、法第 328 条の規定により課する所得割を含まない。